

クロスボウ（ボウガン）の指定について

1. 過去 10 年間のクロスボウ（ボウガン）による主な事件（報道による）

H22 年 2 月	神奈川県横浜市	35 歳無職男性による傷害事件：被害者 男子高校生
H25 年 3 月	神奈川県川崎市	19 歳少年による殺害事件：被害者 母
H27 年 4 月	茨城県取手市	37 歳無職男性による殺人未遂事件：被害者 男性
H27 年 8 月	愛知県武豊市	28 歳無職男性による殺人未遂事件：被害者 男性
H27 年 10 月	福岡県行橋市	暴力団組員男性による殺人未遂事件：被害者 18 歳少年
R2 年 6 月	兵庫県宝塚市	23 歳男性による殺傷事件：被害者 祖母・母・弟（殺害）、伯母
R2 年 7 月	兵庫県神戸市	33 歳妻による殺人未遂事件：被害者 夫
R2 年 8 月	長野県長野市	28 歳無職女性による殺人未遂事件：被害者 男性
R2 年 9 月	北海道共和町	88 歳無職男性による暴行罪（ボウガンを被害者に向ける） ：被害者 男性

2. 府内のクロスボウ（ボウガン）の販売状況及び競技実態について

(1) クロスボウ（ボウガン）の府内の販売状況について【調査期間 6/15～6/19】

- ・府内のクロスボウ（ボウガン）の販売状況について、**ガンショップ（7 店舗）、ミリタリーショップ（9 店舗）、防犯グッズ・護身用品店（2 店舗）、銃砲店（17 店舗）、アーチェリー・弓道用品店（5 店舗）の 40 店舗**に電話及び訪問による調査の結果、すべての店舗でクロスボウは販売されていなかった。
 - ・一部の銃砲店において、クロスボウ（ボウガン）のカタログを置いている店舗があったが、販売実績はなかった。
- ⇒府内でクロスボウ（ボウガン）の販売が確認できなかった。

(2) インターネット販売について

- ・インターネット上での販売について、大手通販サイト等においてクロスボウ（ボウガン）が販売されているが、事業者の自主規制によりクロスボウ（ボウガン）の購入に関して、18 歳未満への販売は行われていない。また、購入に際しては、身分証明できるもの（運転免許証、住民票等）の提示を求めている事業者もある。

インターネット販売における年齢確認について（主なもの）

事業者	事業者からの回答
A（府外）	・クロスボウ販売のほとんどがネット販売であり、18 歳未満には販売していない。 ・年齢確認については、現在、年齢、生年月日を入力させているが、今後、身分証明書の提出を求める方向で調整中。
B（府外）	・クロスボウについては、18 歳未満には販売していない。 ・クロスボウの販売については、店頭販売の場合は身分証明を提示させるが、ネット販売では身分証明を求めている。
C（府外）	・クロスボウについては、18 歳未満には販売していない。 ・インターネット販売であっても顔写真入りの身分証明書の提出を求めている。

(3) クロスボウ（ボウガン）射撃競技の実態について【調査 6/17】

- ・日本ボウガン射撃協会に電話による調査の結果、ボウガン射撃の競技人口は全国で100名程度であり、競技者は大学生（18歳）以上のみとしている。現在、府内に競技団体も存在せず、クロスボウ（ボウガン）射撃競技場もない。
- ・競技大会については、全日本選手権、東日本選手権、東海オープン等が実施されており、それ以外に世界選手権に日本から選手を派遣しているとのこと。

3. 指定の目的・効果

(1) 指定の目的

- ・青少年健全育成条例においては、銃砲刀剣類所持等取締法に抵触しない玩具刃物類であっても一定以上の威力を有するものは、青少年が携帯し凶器として使用するおそれがあるため、これらのものを指定し、青少年の非行や犯罪を未然に防止している。
- ・クロスボウについては、構造や機能が人体に危害を及ぼし、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあることから、有害な玩具刃物類に指定するもの。

(2) 指定の効果

- ・販売や貸付けを業とする者に対し、青少年への販売等を禁止（30万円以下の罰金）
- ・保護者等すべての者に対し、青少年への販売等を禁止（努力義務）



青少年が入手できない状態にする

4. 参考（国の動向）

国においては、クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会を設置

趣旨 : 兵庫県宝塚市のクロスボウによる殺傷事件を受け、クロスボウの所持等の在り方について、有識者により検討

今後の予定 : R2年9月23日に第1回検討会を開催し、R2年末までに報告書を取りまとめる予定。